附則第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　二十九年新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧法附則第五十七条第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十七年度分及び平成二十八年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

附則第二十条第一項及び第二項中「二十九年新法」を「三十一年新法」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号の四」に改め、同条第三項中「二十九年新法」を「三十一年新法」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第四項中「二十九年旧法」を「三十一年旧法」に、「平成二十七年度分及び平成二十八年度分」を「平成三十一年度分まで」に改め、同条第五項から第七項までを削る。

附則第三十一条第一項及び第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号の四」に改め、同条第三項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号の四」に、「平成三十年七月三十一日」を「平成三十三年一月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十年七月」を「平成三十三年一月」に、「同年六月」を「平成三十二年十二月」に、「同年七月」を「平成三十三年一月」に、「平成三十年八月又は九月」を「平成三十三年二月又は三月」に、「同年十月」を「同年四月」に改め、同条第五項中「平成三十年七月」を「平成三十三年一月」に改め、同条第六項中「平成三十年八月又は九月」を「平成三十三年二月又は三月」に、「平成三十年十一月三十日」を「平成三十三年五月三十一日」に改め、同条第七項中「平成三十年八月又は九月」を「平成三十三年二月又は三月」に、「同年十一月三十日」を「同年五月三十一日」に、「十一月までの払込予定額」を「五月までの払込予定額」に改め、同項ただし書中「十一月までの払込予定額」を「五月までの払込予定額」に、「同年九月三十日」を「同年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成三十年八月又は九月」を「平成三十三年二月又は三月」に、「同年十月」を「同年四月」に改め、同条第十項及び第十一項中「平成三十年十月」を「平成三十三年四月」に改める。

附則第三十二条第一項中「平成三十年八月」を「平成三十三年二月」に改め、同条第二項中「平成三十年度」を「平成三十二年度」に、「第七条」を「第七条の二」に改め、同条第三項中「平成二十九年度分及び平成三十年度分」を「平成三十二年度分」に、「附則第三十七条」を「附則第三十七条の二」に、「新地方交付税法」を「三十二年新地方交付税法」に改め、同条第四項中「平成二十九年度分及び平成三十年度分」を「平成三十二年度分」に、「新地方交付税法」を「三十二年新地方交付税法」に、「（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）」を「（同法）」に改め、同条第五項中「平成三十年度」を「平成三十二年度」に改め、同条第六項中「平成三十年八月」を「平成三十三年二月」に改め、同条第七項及び第八項中「平成三十年八月」を「平成三十三年二月」に、「同年五月」を「平成三十二年十一月」に、「同年八月」を「平成三十三年二月」に改める。

附則第三十五条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附則第三十六条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「同項」を「同条第二項」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「同項」を「同条第二項」に、「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第三項中「平成三十年十月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）に」と」を加え、「、「各市町村」を「各市町村」に改め、同条第三項中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「平成三十三年度及び平成三十四年度」に改める。

附則第三十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（地方交付税法の一部改正）」を付し、同条を次のように改める。

第三十七条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「配当割に係る交付金（以下）」の下に「この項及び第三項において」を、「株式等譲渡所得割に係る交付金（以下）」の下に「この項及び第三項において」を、「地方消費税に係る交付金（以下）」の下に「この項及び第三項において」を、「ゴルフ場利用税に係る交付金（以下）」の下に「この項及び第三項において」を、「市（以下）」の下に「この項において」を加え、「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」を「この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。）第百四十五条第一号に規定する環境性能割（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二1において「環境性能割」という。）の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から改正後地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項及び第三項において「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」に改め、「市町村たばこ税に係る交付金（以下）」の下に「この項及び第三項において」を加え、「以下「都道府県交付金」を「次項及び第三項において「都道府県交付金」に改め、「市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を、「国有資産等所在市町村交付金（以下）」の下に「この条において」を、「軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を加え、同条第二項中「にいう」を「に規定する」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同項の表道府県の項第七号中「有した」の下に「地方税法第百十三条第二項に規定する」を加え、同項第九号中「有する」の下に「地方税法第百四十五条第一項に規定する」を加え、同号の次に次のように加える。

九の二　車税	改正後地方税法に規定する自動
1　環境性能割	当該年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車（改正後地方税法第百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この号において同じ。）の取得見込件数として総務大臣が定める数
2　改正後地方税法第百四十五条第二号に規定する種別割	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数

第十四条第三項の表市町村の項第三号中「軽自動車の」を「地方税法第四百四十二条の二第一項に規定する軽自動車等の」に改め、同号の次に次のように加える。

三の二　動車税	改正後地方税法に規定する軽自
条第一号に規定する環境性能割	改正後地方税法第四百四十二
	当該年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の改正後地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車の取得見込件数として総務大臣が定める数

第十四条第三項の表市町村の項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次のように加える。

十五　環境性能割交付金	当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額